

4月定例総会議事録

1. 開催日時 令和7年4月22日（火）午前10時～10時50分
2. 開催場所 宇部市男女共同参画センター・フォーユー 2階 第1・2講習室
（宇部市琴芝町一丁目2番5号）
3. 出席委員 会長 原田 秀一
職務代理 上田 直樹
委員 内山 信行、江本 政彦、河崎 貫一郎、縄田 加奈江、
正司 浩幸、村田 信男、磯部 恵子、河村 守浩、
関谷 利彦、原野 英雄、野村 文雄、富永 茂巳、
阿部 利男、岡田 保子、壹岐 浩二、大草 知子
・・・（18人）
4. 欠席委員 （0人）
5. 議事日程
第1 議事録署名委員の指名
第2 付議事項
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について
議案第3号 非農地証明について
議案第4号 農用地利用集積計画（案）の審査について
議案第5号 令和7年度最適化活動の目標の設定等について

第3 報告事項
報告第1号 農地使用目的変更届について
報告第2号 農地所有適格法人報告書について
報告第3号 農地等の利用状況報告書（一般法人用）について
報告第4号 営農型発電設備下部農地の生産状況報告について
6. 事務局 久村局長、富田局長補佐、高瀬係長

議長： 定刻となりましたので、4月の定例総会を開会します。
事務局から諸般の報告をお願いします。

事務局： 諸般の報告の前に4月1日の定期人事異動によりまして、
事務局職員に異動が生じておりますので、紹介をさせていただきます。

（久村局長あいさつ）

（富田局長補佐あいさつ）

（阿武主務主任あいさつ）

以上でございます。

（阿武主務主任退席 10：04）

それでは諸般の報告をします。
本日の出席人数ですが、ただ今の出席委員は18人です。
本日の議事は、議案第1号から第5号までの付議事項23件及び報告事項4件となります。
以上で報告を終わります。

議 長： 本日の委員18人中18人出席ですので、総会は成立しています。
本日の議事録署名委員については私から指名します。
楠地区の阿部委員、二俣瀬地区の原野委員にお願いします。
なお、書記については、事務局職員に対応させます。
ただ今の事務局報告に質疑等はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長： それでは、これより議事に入ります。
議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、地区単位で一括して上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局： 議案書は1ページ、3ページの東岐波地区の議案、1番、2番について説明します。2件について、事前質問はありませんでした。また、申請内容及び事務局所管台帳と照合した結果、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長： 東岐波地区の2件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 【東岐波地区よろしいですか】

正司委員： はい。問題ありません。

議 長： 採決に入ります。東岐波地区の2件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、1番、2番は、許可します。
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は5ページの西岐波地区の議案、3番について説明します。本件について、事前質問はありませんでした。また、申請内容及び事務局所管台帳と照合した結果、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長： 西岐波地区の1件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 【西岐波地区よろしいですか】

村田委員： はい。よろしゅうございます。

議 長： 採決に入ります。西岐波地区の1件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、3番は、許可します。
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は7ページの厚南地区の議案、4番について説明します。本件について、事前質問はありませんでした。また、申請内容及び事務局所管台帳と照合した結果、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長： 厚南地区の1件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 【厚南地区よろしいですか】

縄田委員： はい。

議 長： 採決に入ります。厚南地区の1件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、4番は、許可します。
次に、議案第2号、農地法第5条の規定による転用許可申請について、地区単位で一括して上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は9ページ、11ページの東岐波地区の議案、1番、2番について説明します。2件について、事前質問はありませんでした。また、いずれも立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。なお、2番は転用目的が太陽光発電設備となっておりますが、自治会長および近隣地権者からの了承を得ており、また、太陽光発電事業に関する申請要領の条件も満たしていることを確認しています。以上です。

議 長： 東岐波地区の2件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 【東岐波地区よろしいですか】

正司委員： はい。

議 長： 採決に入ります。東岐波地区の2件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、1番、2番は、許可します。
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は13ページの西岐波地区の議案、3番について説明します。本件について、事前質問はありませんでした。また、立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。以上です。

議 長： 西岐波地区の1件について、質問、意見等ありますか。
(質問、意見なし)

議 長： 【西岐波地区よろしいですか】

村田委員： はい。

議 長： 採決に入ります。西岐波地区の1件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、3番は、許可します。
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は15ページから22ページまでの旧市地区の議案、4番から7番まで4件あります。4件について、事前質問はありませんでした。また、いずれも立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。なお、6番は転用目的が太陽光発電設備となっておりますが、自治会長および近隣地権者からの了承を得ており、また、太陽光発電事業に関する申請要領の条件も満たしていることを確認しております。以上です。

議 長： 旧市地区の4件について、質問、意見等ありますか。
(質問、意見なし)

議 長： 【旧市地区よろしいですか】

内山委員： はい。問題ありません。

議 長： 採決に入ります。旧市地区の4件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、4番から7番までは、許可します。
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は23ページの厚南地区の議案、8番について説明します。本件について、事前質問はありませんでした。また、立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。転用目的が太陽光発電設備となっております。自治会長お

よび近隣地権者からの了承を得たうえで申請書が提出されましたが、その後、自治会長より譲受人に対し水利組合へも話をして欲しい旨の連絡があり、後日、説明会を実施したところ、●●●●として●●●●に●●●●を支払うことや、土砂の流出対策としてブロックを設置すること等の要望がなされました。回答として●●●●の支払いは1回のみ、土砂対策は畦畔板にて対応として今後再度説明会を行う予定としております。なお、その他の太陽光発電事業に関する申請要領の条件は満たしていることを確認しています。以上です。

議 長： 厚南地区の1件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 【厚南地区よろしいですか】

なかなか厚南は厳しいですね。

縄田委員： ちょっと厳しいです。

場所的には住宅地に囲まれている所です。地元説明会は一回目が終わっていますが、二回目の地元説明会が未開催で状況報告が未提出です。地元協議が継続中であり、今後、地域内で問題が生じる可能性がありますので、今回は継続審議でどうかと考えます。

議 長： 事務局情報は得ていますか。

事務局： 紙ベースで昨年、令和6年度に制定してまた12月にも改定しておりますが、「太陽光発電事業の実施に伴う農地転用許可申請等要領」を抜粋したものをお配りしております。

その中での(4)で囲んでいるところを読みますが、

「周辺住民等に十分な説明がなされていないと判断される場合や、説明会実施状況報告書に記載された内容が事実と異なると判断される場合、その他農業委員会が必要と認める場合は、それらが解決されるまでの間、継続審査等とすることがあるので注意すること」と定めております。

この要領で定められているのは以上でございます。

議 長： どうでしょうか、皆さん継続審議という事でよいですか。

大草委員： 通常、全てが解決してから申請を出すものだと私は認識しています。二回目の地元説明会が未実施であり、今後二回目の地元説明会が完了した後に総会での審議が妥当と思いますが、いかがでしょうか。

議 長： その通りです。

事務局： 誤解が無いように一点だけちょっと説明させていただきます。申請が出された段階では自治会長さんを含め地域の皆さん了承してたんです。で、了承した上で申請書が出されたんですが、その後になって自治会長さんから「他でも説明して欲しい。水利組合を含めもう一回説明して欲しい。」という要望がありまして、それで説明会をしたところ、新たな要望が出ました。それに対する説明会がまだ開催されていないという状況で本日を迎えているということです。以上です。

大草委員： 審議できないということですね。

議 長： 申請における条件が十分に整ってないという判断でよろしいですか。

皆さん、継続審議ということで賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員挙手で、8番は、継続審議と致します。
事務局継続審議という事で宜しくお願い致します。
何か補足的にありますか。

事務局： 要領に基づいた結論という事でそれを行政書士さんにお伝えして継続審議という事で説明をしたいと思っております。当然「地元の説明会を適正に行って、地元の合意を得る事。」で行政書士に説明をしたいと思っております。以上です。

議 長： 水利組合の許可は必要と思います。地元における説明する相手は誰がどのような判断で決定するものですか。

事務局： 基本的には地域の実情の総括をしていらっしゃる自治会長の判断によるものと考えております。以上です。

議 長： それは地域の自治会長ですね。では継続審議とします。
では次をお願い致します。

事務局： 議案書は25ページ、27ページの厚東地区の議案、9番、10番について説明します。2件について、事前質問はありませんでした。また、いずれも立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。なお、9番は転用目的が太陽光発電設備となっておりますが、自治会長および近隣地権者からの了承を得ており、また、太陽光発電事業に関する申請要領の条件も満たしていることを確認しております。以上です。

議 長： 厚東地区の2件について、質問、意見等ありますか。
【厚東地区何か補足説明ございますか】

河村委員： 補足説明ですが、去年の11月に隣接地において、太陽光発電施設が設置されていて、その隣に今回の申請となり、「仕方ない。」という意見で、周りの住民も承認されました。その中で1件、「太陽光施設のパネルの向きを考えていただきたい。」という意見がありました。全体的には「承認」という意見です。以上です。

議 長： 各地域でも複雑な事情がございますので、地域の情報を集めていただきたいと思えます。

縄田委員： 25ページの太陽光発電施設の設置に対して、近隣所有者等への説明状況で、「一部未了」ということなんですけれども、この「一部未了」のまま採決するのですか。

事務局： 「ポスト投函」はこれまでもあったと思うんですけれども、この方はですね、この土地の隣接というよりも、ちょっと離れたところに住まわれている方で、一応この土地に隣接して住まわれている方たちについては説明済みという判断をし

ております。それで、かつて議題になったんですけれども、連絡がつかないところをいつまでも待つのか。という話もあったかとは思うのですけれども、そういう事もありましたので、「一部未了」ですけど良いのではないかという事です。以上です。

大草委員： この議案書の記載ですけど、23ページも「一部未了」という文言になっています。25ページは「一部未了」でありながら賛成となったのか理由が不明瞭ですので、記載内容を変える必要があると思います。議事録を見たらわかりますけれど、第三者が見た時、違いが分かるようにする必要がありますと思います。

議 長： 業者さんが訪問しても空家の場合、説明ができない。法務局等に行けば住所地が分かるかもしれないが、個人で調べる場合困難な点が多い。地域の大多数が賛成していれば良いのではないかと思います。全員賛成という事は難しいけれども、三分の二以上の賛成があれば問題がないと判断できます。また、水利組合長や自治会長が承認される必要があります。重要なのが水利組合長の承認です。「水路の保全、維持管理をしない」場合の問題を解決する為に、農業委員会の要領を改正したのです。
ところで、他人の謄本を見れる人というのはどういう資格がいるのですか。

事務局： 法務局にあります謄本はどなたでも見ることができます。以上です。

大草委員： 相続人が不明の場合などは審議せざるを得ない。地域の状況等の説明内容により承認の可否が判断できる。第三者が見ても分かりやすいように議案書の記載内容を考慮して、承認か不承認かの理由を明確にする必要があると思います。

議 長： 地元への説明が不十分という記載をお願いします。

大草委員： はいそうです。そういう記載内容ですね。

事務局： 議案書を作る際に検討したいと思います。今回は、発送をした後で地域の方からそういう話がありましたので。

議 長： 議事録で確認が取れるようにしてください。

事務局： 承知致しました。

議 長： では採決に入ります。厚東地区の2件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、9番、10番は、許可します。
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は29ページの二俣瀬地区の議案、11番について説明します。本件について、事前質問はありませんでした。また、立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。転用目的が太陽光発電設備となっていますが、自治会長および近隣地権者からの了承を得ており、また、太陽光発電事業に関する申請要領の条件も満たしていることを確認しています。以上です。

議 長： 二俣瀬地区の1件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 【二俣瀬地区よろしいですか】

原野委員： はい。

議 長： 採決に入ります。二俣瀬地区の1件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、11番は、許可します。
次に、議案第3号、非農地証明申請について、一括して上程します。
事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は31ページから42ページの議案、1番から6番までの6件です。いずれの議案も、事前質問はありませんでした。申請地の現況について順に説明します。議案書とあわせて、前に映してます写真をご覧ください

1番、床波一丁目です。現在は奥への家屋への進入路として利用されています。

2番、大字川上です。現在は灌木が生い茂った状況となっています。

3番、宮地町です。現在は駐車場として利用されています。

4番、大字沖ノ旦です。現在は車庫などが設置されています。

5番、厚南中央です。現在は焼失してなくなっていますが、奥にあった家への出入りに利用されていました。

6番、大字木田です。現在は地域の子供の遊び場として利用されています。以上です。

議 長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 採決に入ります。本件について、議案書記載のとおり証明することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、全件について承認・証明することとします。
次に、議案第4号、農用地利用集積計画(案)の審査について、上程します。
事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は43ページから52ページまでです。本件について、事前質問はありませんでした。農業経営基盤強化促進法に基づく、農地の貸借による利用権の設定の審査です。内容は議案書に記載のとおりです。以上です。

議 長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問意見なし)

議 長： 採決の前に該当地区ごとに取りまとめたいと思います。

【東岐波】、【厚南】、【厚東】、【小野】、【船木】、【万倉】、【吉部】の委員さん、よろしいでしょうか。

(該当地区委員異議なし)

議 長： 分かりました。それでは採決します。
本件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第4号は原案どおり決定します。
次に、議案第5号、令和7年度最適化活動の目標の設定等について、上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は、53ページから55ページとなります。
これは、令和7年度の最適化の目標を定めるものです。主な部分について説明します。
53ページは、委員数や管内農業者、農地面積等の基礎数値を示しています。
54ページ上段は、昨年策定した「農業委員会指針」において最終的な集積率の目標を、「令和14年度末には60%」と定め、今年度はその目標に向けて逆算した数値を目標として定めています。下段は、遊休農地の解消面積目標を定めるもので、国からの通知に基づき、令和6年度と同じ「5.7ha」として定めています。
55ページ上段は、新規参入者に対する貸付可能面積の目標を定めるものです。中段からは委員の活動目標を示しています。
以上です。

議 長： 本件について、質問、意見等ありますか。

議 長： なかなか厳しい状況です。今は農地中間管理機構との関係性があるって、農業委員会としての動きが表に見えない状況です。この「5.7ha」という数字は達成が難しいと思います。

議 長： 採決に入ります。承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、本件については承認します。
付議事項は終わりました。
次に報告事項に入ります。事務局、説明をお願いします。

事務局： 総会報告事案は4件あります。順に説明いたします。
報告第1号、議案書は57ページです。東岐波地区に所在する農地所有者から、田を畑とする旨の届出に伴う報告です。
つづいて報告第2号、議案書は59ページから62ページまでです。市内に事業所を有する農地所有適格法人から、農地法に基づき直近会計年度の事業の報告があり、その写しと確認結果です。
次に報告第3号、議案書は63ページです。市内に事業所を有する一般法人から農地法に基づき直近会計年度の事業の報告があり、その写しです。
最後に報告第4号、議案書は64ページです。市内に事業所を有する法人から営農型太陽光に関するガイドラインに基づき営農型発電設備の下部の農地における農作物の生産に係る状況報告があり、その写しです。

以上です。

議 長 : ただいまの報告事案について質問等はよろしいですか。
これは報告事項であり了解いただきたいと存じます。
事務局から連絡等はありませんか。

(事務局から次回日程について連絡)

議 長 : すべての議事が終わりました。
これを持ちまして、4月定例総会を閉会します。

終了時間(10:50)